

令和6年8月霧島市農業委員会定例総会

日時	令和6年8月30日(金) 15時05分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)及び農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後15時05分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第8回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終了しました。それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転1件、利用権設定31件、中間管理権設定3件、合計35件について、市長から意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が9件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転1件、筆数3筆、面積887㎡。利用権設定31件、筆数79筆、面積149,466㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定3件、筆数8筆、面積8,048㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申します。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を3番委員。
3番委員	2号1番。申請地は上小川小学校の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2、3を12番委員。
12番委員	2号2番。申請地は中原公園の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと

	認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号3番。申請地は隼人学校給食センターの西に位置し、現況は田である。申請地には**さんが令和16年3月まで使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約の合意通知が提出されている。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められますが、取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作することが認められておりません。調査の結果、農地法第3条第2項の第1号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人4を13番委員。
13番委員	2号4番。申請地は野久美田公民館東に一筆、西に一筆、北西に一筆、清水公民館の北西に一筆にそれぞれ位置しており、現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺5を11番委員。
11番委員	2号5番。申請地は宮川内公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島6を4番委員。
4番委員	2号6番。申請地は狭名田運動公園の北に位置し、現況は不耕作地であるが耕作可能な土地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、委員報告のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は委員報告のとおりとすることに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず国分1を10番委員。
--------	---

10 番委員	3号1番。申出地は止上公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成11年7月27日頃5条許可で貸家、一般住宅、車庫を建てるとしたが不履行であると経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は物置1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人2を5番委員。
5 番委員	3号2番。申出地は市宮姫城団地の西に位置し、現況は造成済みである。なお、令和4年頃小屋を作り、また令和6年6月頃許可を取らず造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫1棟、駐車場を建設するものであり既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人3を12番委員。
12 番委員	3号3番。申出地は下小鹿野公民館の西に位置し、現況は建屋建築済みである。なお、平成8年4月10日頃に建屋建築済みにしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅の宅地拡張をするものであり計画性も妥当であることから実現は確実であると思われる。また、隣接する宅地263㎡を一体利用するもので、全体計画面積は507㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園4を8番委員。
8 番委員	3号4番。申出地は中津川三区公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であることから実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山5、6を19番委員に代わり15番委員。
15 番委員	3号5番6番をつづけて報告します。 3号5番。申出地は池之段公民館の南西に位置し、現況は植林済みである。なお、平成6年2月頃に植林し山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。また、隣接する山林の2,843㎡を一体利用するもので、全体面積は6,847㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号6番。申出地は池之段公民館の南東に位置し、現況は植林済みである。なお、令和2年4月頃に植林し山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定しました。つきましては、9月5日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。 当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1、2を3番委員。
3番委員	4号1番2番をつづけて報告します。 4号1番。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号2番。申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は、共同住宅3棟、駐車場、通路にするものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地504㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,504.84㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分3を10番委員。
10番委員	4号3番。申請地は市営寺馬場住宅の南西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事業用地でレジャー施設及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4を18番委員。
18番委員	4号4番。申請地は名波ハイタウンの南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場、駐輪場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地の一部249.20㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,506.20㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人5から7まで5番委員。
5番委員	4号5番。申請地は川尻公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲地2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。

	<p>4号6番。申請地は川尻公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。なお、令和3年3月頃に田として取得し、2年程度耕作を行っていたが、昨年体調を崩し耕作することができず、今回の申請地の一部を息子が一般住宅を建築、それ以外を売却するという内容の経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地造成を実施するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号7号。申請地は市営姫城団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲地2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地347.74㎡を一体利用するもので、全体計画面積は649.74㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、隼人8を12番委員。
12番委員	<p>4号8番。申請地は日当山団地の南に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳約20年前に造成してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、重機置場にすることであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、隼人9から12まで13番委員。
13番委員	<p>4号9番から12番まで報告します。</p> <p>4号9番。申請地は隼人西インターチェンジの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は看板用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号10番。申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号11番。申請地は県営隼人団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地の市街地近隣農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅7棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号12番。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地284.61㎡を一体利用するもので同意も得られており、全体計画面積は513.61㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、牧園 13 を 6 番委員。
6 番委員	4 号 13 番。申請地は三体小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は工事用仮事務所 1 棟、仮設トイレ 1 基、駐車場、資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当だと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 14 を 15 番委員、併せて福山 15 を 19 番に代わり同じく 15 番委員。
15 番委員	4 号 14 番。申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 15 番。申請地は小廻地区公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場普通車 5 台分を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 386.04 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 589.04 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 以上で、令和 6 年第 8 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、以上で令和 6 年第 8 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後 15 時 40 分